

香美町空き家活用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香美町空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成28年香美町告示第97号。以下「実施要綱」という。）に基づく、空き家情報登録制度「空き家バンク」の利用促進を図るため、空き家を利活用するために空き家情報登録台帳に空き家を登録する所有者等に対し、予算の範囲内において香美町空き家活用助成金を交付することについて、香美町補助金等交付規則（平成17年香美町規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 実施要綱第2条第3号の規定による空き家をいう。
- (2) 空き家情報登録台帳 実施要綱第4条第2号の規定による空き家情報登録台帳をいう。
- (3) 所有者等 空き家の所有者、占有者、相続人、相続放棄者（民法（明治29年法律第89号）第940条に該当する場合に限る。）、財産管理人その他の空き家に関する権原を有し、当該空き家の売却又は賃貸借を行うことができる者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、空き家情報登録台帳に登録された所有者等で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町の徴収金に滞納がない者
- (2) 香美町暴力団排除条例（平成24年香美町条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条の規定による事業を実施することにより、令和2年4月1日以降に空き家情報登録台帳に登録される物件1戸に対し、20,000円とする。ただし、同一物件につき、1回を限度とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、第3条に規定する事業が完了したときは、香美町空き家活用助成金交付申請書及び請求書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。